

令和7年度親子現場体験会業務仕様書

1 委託業務名

令和7年度親子現場体験会業務

2 目的

佐賀県は、県内建設業の担い手確保を図ることを目的として、令和元年度から「建設業担い手確保推進事業」に取り組んでおり、事業の1つとして、「親子現場体験会」を実施している。

「親子現場体験会」は、県内の建設現場で、本物の建設機械を操作するなどの体験を通じて、小学生のうちに建設業への興味を抱かせることを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年12月12日まで

4 体験会内容

- ・ 有明海沿岸道路整備事務所職員による工事概要説明【パネル、リーフレット、モニター使用】
- ・ 建設現場での「将来の夢描き体験」【埋設予定工作物や鉄骨等を想定】
- ・ 記念写真撮影【ラミネート加工後、解散時に配布する。】
- ・ 建設機械（5種類）体験【バックホー、ダンプ等】
- ・ ドローン操作体験【実機及びシミュレーター】

5 実施場所及び実務時期並びにスケジュール

- ・ 佐賀県佐賀市嘉瀬町中原付近の佐賀唐津道路工事現場
- ・ 11月8日（土）、9日（日）の2日間
- ・ スケジュール案（各日2回実施）

9:00（13:00） 受付開始

9:30（13:30） 開会挨拶

9:35（13:35） 工事概要説明

9:50（13:50） 移動

10:00（14:00） 将来の夢描き体験

10:15（14:15） 写真撮影（全体撮影：ドローン、個別撮影：デジカメ）

10:25（14:25） 移動

10:35（14:35） 建設機械・ドローン操作体験

11:35（15:35） アンケート記入、記念品配布

11:40（15:40） ラミネートした写真を配布後、解散

6 委託業務内容

(1) 参加者募集及び参加者の選定に関する事務

- ・ 募集用チラシ（A4、カラー、片面）（紙媒体及び電子データ）を1,000枚作成（レイアウトは県の承認を得ること。）
- ・ チラシ（Instagram）を使用しての参加者募集のための広報
※広報については、実施時期の2か月前に行うこと。
- ・ 参加者をGoogleフォームで募集する。（1回あたり10組（20～25名）×4回）
※県内の4年生から6年生までの小学生及びその保護者（原則各1名）
- ・ 参加者の選定及び可否通知（参加応募者多数の場合は、県と協議の上で選定する。）
- ・ 参加者の保険加入手続き（下記補償内容と同程度以上のもの）
※死亡・後遺障害保険金額100万円、入院保険金（日額）1,000円、手術保険金（入院時10,000円、外来時5,000円）、通院保険金（日額）1,000円
※参加親子最大数である80名のみ保険加入とし、付き添いの方は対象外とする。

(2) 会場運営に関する事務

- ・ 県及び関係機関とのミーティングへの参加（4回）
- ・ 資料の作成（受付表、タイムスケジュール、個別の体験説明資料、アンケート）
- ・ 会場準備（建設機械の配置以外）
※駐車場案内パネルの設置、テントの組み立て、受付の設置等
- ・ 人員は11人以上を配置すること。
（司会及び総括1人、受付及び体験者誘導3人、駐車場誘導及び体験者誘導3人、ドローン撮影及び印刷1人、カメラ撮影2人、体験者誘導1人）
- ・ 司会進行（台本の作成も行う。）
- ・ 夢描き体験後の記念写真撮影（集合、個別）を実施し、1組分ずつラミネート（A4サイズ）する。
- ・ 体験会実施中の記録写真撮影
- ・ 雨天時の対応
※雨天中止時の参加者への連絡又は小雨決行時の雨具（かっぱ等）の配布

(3) 準備物等に関する事務

- ・ 工事概要説明モニター（42型）
- ・ ドローンシミュレーター用PC及びモニター並びにコントローラー（各2台）の運搬（往復）・設置（運搬物は県で準備するので、有明海沿岸道路整備事務所から体験場所までの運搬を行うこと。）
- ・ オリジナルトートバッグの作成（図柄は県の承認を得ること。）
（素材：コットン100% 厚さ：10オンス 本体：約345×355×100（mm）
持ち手：約25×560（mm） 容量 約8ℓ）
- ・ その他準備物に関しては別紙2（準備物一覧）による

7 成果物等

受託者は、次に掲げる成果物を納めるものとする。

- (1) 実績報告書（紙媒体1部及び電子データ（Word等））
- (2) 当日の記録写真（電子データ）
- (3) 本業務委託実施のために制作した全てのコンテンツ（電子データ）
- (4) 募集用チラシ（紙媒体1,000部及び電子データ（PDF等））

※①(1)～(3)：体験会終了後納品

(4)：令和7年8月20日までに納品

※②電子データはCDにて納品すること。

8 知的財産権等

成果物等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとし、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他のように供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。

また、受託者及び受託者の使用人は、佐賀県に対し、成果物等に係る著作権人格権を行使しないものとし、受託者又は受託者の使用人の有する成果物等の著作権人格権を侵害する者がいる場合、佐賀県より請求があったときは速やかに当該侵害者に対し、著作権人格権を行使するものとする。

9 留意事項

- (1) 本業務を実施するに当たって必要となる費用は、全て受託者の負担とすること。
- (2) 雨天時は中止（小雨決行）とし、中止の判断は佐賀県が前日の18時までに行う。
なお、中止に伴い不要となる経費については、佐賀県と受託者で協議を行い委託料の減額を行うことがある。
- (3) 募集時に参加者へ撮影可否の確認を行い、撮影NGの参加者については、写真撮影に入らないように注意するとともに、撮影データのチェックも行うこと。（撮影NG者を見分けるためにヘルメットで色分けを行うこと。）
- (4) その他、本業務を実施する上で新たに発生した事項については、県と受託者が十分な協議の上、対応するものとする。

10 委託事業スケジュール案

